

ワクチン接種専用養父市タクシー乗車券の利用方法（協定事業者向け）

養父市タクシー等乗車券

【新型コロナウイルスワクチン接種専用】

本券は、新型コロナウイルスワクチン
接種時に限り使用できます。

利用者	〒667-8651 養父市八鹿町八鹿 1675 番地		乗車券 No.	1
	養父 太郎 様 住所、氏名などは印刷して送付			
利用年月日	令和4年 ×月 ×日（有効期限 R5.3.31）			
接種場所 （どちらかに○ 印）	○	個別接種医療機関名（ ××診療所 ）		
		集団接種会場（ やぶ保健センター ）		
利用料金	1,800 円（タクシー料金の額）			
助成額 （10円未満 切捨て）	タクシー等利用料金の 1/2 を助成			
	900 円（利用料金×1/2の額）			
協力事業者	△△タクシー（乗務員 □□ ）			

【乗車券の説明】

新型コロナウイルスワクチン接種時に限り
使える、割引き乗車券です。

65歳以上の方は、市役所へ連絡すれば乗車
券を交付します。

利用者から提示された場合、対応をお願いします。

←利用された年月日を記入します。

←ワクチン接種場所○をします。個別接種医療機関
（かかりつけ医）の場合はその医療機関名を記入し
てください。

←移動に要したタクシー等料金を記入します。

←利用料の半額（10円未満切捨て）を記入します。
利用者からは残りの額を徴収してください。

←協力事業者名と記入した乗務員の方を記入します。
乗車券原本を回収し、後日市へ利用料を請求します。

- ①利用者から提示された際は、「新型コロナウイルスワクチン接種での利用」か確認してください。
- ②本券は、上記のとおり乗務員が記入・回収し、利用者のタクシー料金をその場で半額にしてください。
- ③ひと月分の利用者分を取りまとめて、市へ専用の請求書とともに、本券も提出してください。